

令和4年9月14日

令和4年第3回奥多摩町議会定例会会議録
(決算特別委員会)

令和4年9月13日 開会

令和4年9月14日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年9月14日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君	第10番	宮野 亨君
第12番	原島 幸次君				

《傍聴議員》

第7番 澤本 幹男君（議会選出監査委員）、第11番 高橋 邦男君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和4年第3回奥多摩町議会定例会
決算特別委員会議事日程〔第2日〕

令和4年9月14日(水)
午前10時00分 開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開議宣告	—
2	認定第1号	令和3年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
3	認定第2号	令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
4	認定第3号	令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
5	認定第4号	令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
6	認定第5号	令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
7	認定第6号	令和3年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
8	認定第7号	令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
9	認定第8号	令和3年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの

(午前11時22分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○委員長（石田 芳英君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を再開します。

直ちに、会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き、認定第 1 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、質問される委員にお願いします。質問される際、決算書の場合は、タブレット上のページと併せ、款項目節の区分を示していただきますようお願いいたします。また、事務報告書の内容について質問される場合、一般会計歳出の質疑では款を区切って行い、一般会計以外では、それぞれの会計ごとに質疑を行いますので、事務報告書についても質疑中の款等と連動している質問をされるとともに、事務報告書は、タブレットに課ごとに格納されておりますので、課名とタブレット上のページを示した上で質問いただきますようお願いいたします。

それでは、款の 9 消防費、款の 10 教育費、款の 11 災害復旧費、款の 12 公債費、款の 13 諸支出金、款の 14 予備費についての質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。4 番、小山辰美委員。

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

消防費から質問させていただきます。款 09 消防費で 2 点ほど質問させていただきます。

ページが 107 ページ、目の非常備消防費、節の 18 負担金・補助及び交付金です。準中型自動車免許取得補助金、これについて説明をしてください。

それから、109 ページ、消防費、目 04 防災費、備考欄の上段のほうなんです、使用料及び賃借料なんです、雨量観測システム使用料 53 万 400 円なんです、この設置場所だとか、設置してあるところは何か所ぐらいあるのか。それで、これは気象庁と連携しているのか、ちょっと説明をしていただきたいんですが。

○委員長（石田 芳英君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 4 番、小山委員さんの質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、準中型免許の部分でございます。準中型免許でございますけれども、こちらにつきましては、決算額では 23 万 2,760 円という形で金額掲載してございますけれども、現在、準中型免許の対象者につきましては 5 名ということで、3 年度のうちに 1 名準中型免許を取得したということで、この金額がかかっているということでございます。こちらにつきましては第 6 分団の団員ということで 1 名でございます。

続きまして、雨量観測システムでございます。こちらにつきましては、気象庁や東京都建設局の雨量観測システムでは情報が得られない小丹波地区ですとか、大丹波地区に単独の雨量計測システムを構築してございます。大丹波、小丹波、常磐、日原、小河内と全体の面積をこれでカバーが出来るということで、この金額につきましては、小丹波と大丹波地区に設置しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。2番、森田紀子委員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数が108ページ、款09消防費、項01消防費、目03消防施設費、(03)国庫補助消防施設整備事業費の耐震性貯水槽設置工事についてお伺いします。こちらは震度幾つまで耐震されているのかと、あと奥多摩町にある耐震性の貯水槽は幾つあるのか。あと全体的に何%ぐらい耐震性が進んでいるのか、お教えいただけたらと思います。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、森田委員さんの質問にお答えさせていただきます。

108ページの国庫補助消防施設整備事業費ということで、耐震性の貯水槽設置工事でございます。こちらにつきましては国庫補助とついてございますけれども、実際には国庫補助の採択が受けられなくて、町単独の事業費で行ってございます。

震度幾つかという部分でございますけれども、こちら全てこれまで行っているものについては耐震性ということで、震度につきましては今ここでは幾つという表現は持っておりませんので、後程お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

これまでに行っている整備については全て耐震性という形をとっておりますので、個数につきましても隔年で行っているという状況でございます。ご理解願いたいと思います。

○委員長（石田 芳英君） すみません、幾つあるかの質問は。

○総務課長（天野 成浩君） 幾つあるかということにつきましては、事務報告書ですと、32ページになりますけれども、現在、消防水利ということで40㎡以上が167個あるんですけれども、耐震性については、この中で幾つあるかというのは今把握されておられませんので、町全体としては、そのほか40㎡以下のものが9個あるんで、全部で176個あるんですけれども、その中には耐震性以外のものもございまして、今、何個というのはちょっと把握出来ない状況になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（石田 芳英君） よろしいですか。

○2番（森田 紀子君） はい。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑は。5番、木村圭委員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

同じくページが108ページ、款の09消防費、項の01消防費、目03消防施設費、(02)になります。町単独消防施設整備事業費、その中の、節の12委託料、これについて第1分団丹三郎詰所の設計費用ということで418万という形なんですけど、非常に設計費としては高いのかなと。今の詰所のあの面積で造り直すのか、それとももっと広げるのか、或いは地下に貯水槽を設けるとか、何かそういうことがあって高いのか、お教えいただきたいと思えます。

2点目です。ページが128ページ、款の11災害復旧費の事業(01)令和元年度台風第19号災害復旧事業費の中の節の14工事請負費、ワサビ田災害復旧工事で9,677万300円という金額なんですけど、これ全体の何%ぐらい終了しているのか、その辺を教えてくださいたいと思えます。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5番、木村委員さんの質問にお答えさせていただきます。

1つ目ですけれども、108ページの町単独消防施設整備事業費の中の第1分団丹三郎詰所実施設計委託418万円の決算額でございます。こちらにつきましては丹三郎の場所でございますと、クロネコヤマトの前の広場になります。丹三郎258番地という形で。設計費が高くなっている部分でございますけれども、木村委員さんがおっしゃるとおり、やはり地下に大きな防火水槽の設置、また、隣には水路があるんで、あと後ろには少し傾斜になっているということで擁壁が高くなると。また、ボーリング調査なども行っているということで、建物はもちろんなんですけども、外構、水路、擁壁、防火水槽と、あと解体費用なども含めるという形で高額な金額になっております。

しかし、ここがボーリング調査をしたところ、4m以上埋め土ということでございますので、設計した内容は今後も使えるんですけれども、この位置に今後建設するかという莫大な費用がかかってくるということで、現在、見直しを行って、また、別の場所を見直しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5 番、木村委員さんからの 2 点目のご質問にお答えいたします。

決算書のページでは 128 ページの款 11 災害復旧費の中の事業（01）令和元年度台風第 19 号災害復旧事業費の中の工事請負費の中で、ワサビ田災害復旧工事という状況でございます。令和 3 年度の事業につきましては、後程ご確認いただければと思いますが、観光産業課の事務報告書の 25 ページから 27 ページにかけて詳細な工事の契約内容が記載されておりますので、後程そちらをお読み取りいただければと思います。令和 3 年度につきましては、箇所数で言いますと、ワサビ田が 24 か所、モノレール 3 か所の施工を実施したという状況でございます。

決算書のほうでいきますと、節 12 委託料のワサビ田災害復旧作業委託という記載がございますが、2,567 万 1,000 円、こちらが山葵栽培組合の組合員の方が直接工事を行うということで、直営施工方式という形で実施したものでございます。

14 の工事請負費のワサビ田災害復旧工事の 9,677 万 300 円というのが工事事業者、請負施工による工事を行ったという状況でございます。

全体の何%かという状況でございますが、ワサビ田災害復旧工事につきましては、令和元年度から令和 3 年度までの 3 か年で、国の激甚災害の指定のほうを受けまして施工を行ったという状況でございます。

当初、ワサビ田の被害状況の全体数が把握出来なかったということで、ワサビ田のワサビ田台帳、こちらに記載がある 145 か所が全て被災したという想定のもと、東京都のご協力をいただきながら被害額を想定したという状況では、約 23 億 6,000 万程かかるのではないかとということで激甚災害の指定を受けております。

3 か年の実際の最終的な箇所数と金額になりますけれども、3 か年でワサビ田が 47 か所、モノレール 9 か所の施工が完了しております。全体の工事費といたしましては、委託だとか保険料とか全て込みで、ワサビ田災害復旧にかかった事業費といたしましては、2 億 2,489 万 6,019 円ということで、約 2 億 2,500 万円という災害復旧事業費という状況になります。うち国の補助金、都の補助金合わせて 2 億 113 万 5,623 円という補助金をいただいておりますので、約 89.4%の補助金のほうを活用させていただきながら復旧を進めたという状況でございます。

実際に山葵栽培組合の組合員の方から復旧意向があった箇所数につきましては、令和 3 年度で全て終了したということで、ご理解をいただければと思います

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 5番、木村圭委員。

○5番（木村 圭君） 最初の詰所の件なんですけど、これ場所が変更になったという
と、今回の設計費の418万というのは無駄になってしまうんでしょうか。お教えてください。

○委員長（石田 芳英君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5番、木村委員さんの再質問の部分でございますけれども、
設計自体は建物、防火水槽、場所が変わっても使えるという形になりますけれども、丹三
郎につきましては、少し一定の期間を置いてからまた検討してまいりますので、ご理解い
ただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。10番、宮野亨委員。

○10番（宮野 亨君） 10番です。宮野でございます。

121ページ、事業（03）文化会館管理費、節14工事請負費、備考欄、文化会館ベビーシ
ート設置工事、これトイレにつくのかどうか、簡単にご説明願えればと思うんですが。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 10番、宮野委員さんのご質問にお答えします。

ページで言いますと121ページの事業（03）文化会館管理費の節14工事請負費の文化会
館ベビーシート設置工事でございますが、こちらについては文化会館2階にある誰でもト
イレのところに、そちらのほうに設置をさせていただきました。当初1階のところに設置
しようとしたんですけれども、なかなかスペース的に難しいということで、2階のほうに
今回設置をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ページは115ページです。款10教育費、項02小学校費、目02教育振興費の事業の
（02）準要保護等児童就学援助事業費の備考欄の就学援助費、就学援助費（給食）のとこ
ろについてなんですけど、質問というより確認なんですけども、事務報告書が教育課の15
ページになります。15ページの8番、準要保護児童・生徒数及び就学援助費補助実績のと
ころなんですけども、項目の給食費のところなんですけど、給食費は子育て支援策15項目
の中に入っているんですが、これはあえて先に予算として計上しているのか。この補助実
績の項目というのは、これは決められているものなのか、それとも町独自のものなのかと
いうところを教えていただければと思います。

すみません、もう一点なんですけど、今年度から中学校の制服が、女子生徒にスラックスが導入されたということなんですけども、例えば男子生徒がスカートをはきたいよということだったら、それもオーケーなんでしょうか。

この2点です。お願いします。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田委員さんのご質問にお答えします。

まずはじめに、115 ページの準要保護の関係でございます。相田委員さんからご説明ありましたとおり、事務報告書のほうに詳細が記載されてございます。こちらについては、準要保護児童と生徒数及び就学援助費の実績ということで、これはあくまでも実績というように形になりますので、令和3年度分の実数というふうにご理解いただければと思います。

先程子ども・子育て支援事業の関連のお話が出ました。ちょっと福祉のほうになるんですけども、子ども・子育て支援推進事業につきましては、他方の補助事業があればそちらを優先するというところでございますので、基本的に子育て支援事業の15項目というのは、町単独の事業でございますので、他方、例えば国ですとか、東京都ですとか、その他財源というような制度があればそちらの制度を優先して、残ったものに子育て支援事業を行うというのが従来からの趣旨になっております。この趣旨というのがやはり財源負担を軽減するというようなこともございますので、一応そのような形でご理解いただければと思います。

2点目のご質問の今年度から制服が女子はスラックスということでお知らせをしております。実際に男女で区別なく選べるということでご案内をしております。ただし、今回、今のご質問の男性がスカートをといるのを今の段階では想定はしていなくて、ただ規定上、駄目ということは明文化はしていないんですけれども、教育委員会としては男子生徒がスカートをはくという部分については想定はしていないというふうにご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○委員長（石田 芳英君） 相田委員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。それでは、想定はしていないということなんですけれども、要望があれば、希望があれば可能でしょうか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田委員の再質問にお答えします。

そちらについては、ご本人様から希望があれば、そのような形で対応出来ることは可能となりますが、現状の中では、規定上は可能なんですけれども、現時点ではそれが妥当かどうかという部分については検討したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（石田 芳英君） 3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。それでは、本人の希望を優先するという、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田委員さんの再々質問にお答ひします。

基本的には制度上は本人の希望というようない形になります。

ただ、学校運営上、例えば学校の校長先生ですとか、そのあたりで問題があるというようなことがあれば、そのときには協議をさせていただきたいと思ひますが、特にそういう部分で何ら問題もないということであれば、本人の希望どおりというようない形になりますので、ご理解をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（石田 芳英君） 3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。そうしたら、学校が認めれば大丈夫ということですね。せっかく女子生徒にスラックスがフリーになったわけですから、男子生徒にもスカートをとというのは、これはジェンダーフリーの観点から言えば当然だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。2番、森田紀子委員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

款10教育費、項06保健体育費、ページが126ページ、目01保健体育総務費、事業が(01)学校開放事業費、備考欄、古里小プール監視業務委託についてお伺ひいたします。事務報告書を拝見いたしますと、総入場者ゼロ人に対して費用が支払われているんですが、このご説明をいただけたらと思ひます。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 2番、森田委員の質問にお答ひします。

決算書のところですが、126ページのところになります。古里小学校のプール監視業務委託につきましては、昨年度、当初7月30日から8月22日まで実施する方向で進めていたんですけども、実は、古里小学校のほうで新型コロナウイルスが少し蔓延しまして、

学校のほうも少し早めに終業式を迎えるというようなこともございまして、その関係で、プールを開催するのが適切ではないという当時の判断を行いました。

ただ、一方でやはりそのときには既に 688 万 4,350 円の契約を締結しておりまして、事業者のほうも既に各清掃ですとか、準備等を行っておりまして、その中で何らかの形で対応しなきゃいけないということで当時調整をいたしまして、その結果、基本的な部分といたしましては、1日も開設していないので、680 万何がしを全て払うわけにはいかないと。ただし、労働基準監督署のほう等をご確認したところ、やはり 30 日以上賃金というのは払わなきゃいけないというようなこともありました。また、類似施設に確認したところ、ちょうど町田市のほうがやはり同じような形に変更したと。臨時的に休暇を設けたというようなものがございましたので、そちらのほうを参考にさせていただきまして、原則は6割の休業補償というのを支払わなきゃいけないんですけども、実際には賃金の休業補償の6割ということになりますので、今回うちのほうといたしましては全体額に対して、最終的には4割程度の支出ということでこちらの決算に記載してある額を払ったというようなことでございます。

こちらについては、監査委員さんのほうからもいろいろご指導をいただきまして、今後こういう状態になったときには、ご指摘をいただいた部分も監査委員さんのほうからありますので、それに沿ってきちんとした対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 2番、森田委員。

○2番（森田 紀子君） ありがとうございます。監査委員さんのほうからいろいろご指摘があったということなんですけども、どのようなご指摘があったのかと、あと今年度の当初予算のほうで、やはりプール開放ということで予算が上がっておりますが、このときサンアメニティさんと契約を結んでいらっしゃると思うんですけども、今年度の委託業者さんはどなたになっているのかなど、お教えいただけたらと思います。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 2番、森田委員さんの再質問にお答えします。

まず、1点目の監査委員さんのご指摘事項でございますが、基本的には私どものほうで、古里小学校プール一般開放に伴う監視業務委託等についてということで、監査委員さんのほうに報告をさせていただいております。その中で近隣の状況、労働基準監督署の回答、

あと本件の影響等についてご説明をさせていただいて、その中で中止に対する町の補償、また補償の根拠というものについて監査委員さんのほうからご指摘をいただいております。要は、中止にする場合の補償が法律的にどのようなことを根拠にして行ったのかというような部分を指摘していただいております。

今回、うちのほうもやはり前例がなかったということもございまして、近隣の市町村の状況、または労働基準監督署等に確認をして、担当としては適切に対応したというふうには思っていたんですけれども、その契約の中で60%相当を払うのが本当に妥当か、最終的には40%になってしまったんですけれども、そのような部分について何度かやり取りをさせていただきまして、監査委員さんのほうに説明をさせていただいております。

それとコンプライアンスということで、業者さんのほうのお話の部分を全面的にうかがうのはどうかというような部分もご指摘ありまして、ただ、こちらについては契約書を締結してございますので、契約に沿った形での対応というふうにお話はしたんですけれども、契約自体にそもそも補償を入れるのがどうかというような根拠の部分もご指摘がありましたので、そちらについても同じく近隣の市町村、または労働基準監督署のご意見を聞きながらやり取りをさせていただいて、最終的に監査の結果報告ということで、こちらについては評価のほうはちょっと悪く講評はされているかと思うんですけれども、担当課といたしましては今後注意をして、きちんとした法令を遵守した対応をしていきたいと思っておりますので、そのような形で監査委員さんからご指導いただいて改善をしてきたというような経緯がございますので、よろしく申し上げます。

それと2点目のご質問でございますけれども、今年度入札によりまして同じくサンアメニティが業務委託をとっておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 森田委員、よろしいですか。2番、森田委員。

○2番（森田 紀子君） ありがとうございます。そうすると、今年度のサンアメニティさんとの契約は、監査委員さんからご指摘があったとおりの契約を結んでいらっしゃるんですか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 2番、森田委員さんの再々質問にお答えします。

今年度は入札方式を行いまして、入札で決まったことと契約内容につきましてもご指摘いただいた部分については改善しておりますので、特に問題はないかというふうに担当課では考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今の森田議員の質問の流れなんですけれども、コロナ禍は本当にイレギュラーで来ちゃうというのもあって、なかなか前例がなかったっていうのも当然のことだと思うんですけど、今後、いろんな面でそういうことが起きるのかなというふうには思うわけです。この契約だけではなく、全体の契約とか、学校関係の、町全体なんですけど、こういうこともあるんだということで見直しされることはありますでしょうか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田委員さんのご質問にお答えします。

2番、森田委員さんの契約関係の内容のご質問というふうに承ります。教育関係のご質問ということでお受けいたしますので、よろしくをお願いします。

昨年度、森田委員さんから今、ご質問があったとおり、そのようなコロナ禍の状況で、契約に際しまして若干監査委員さんのほうからご指摘があったということ踏まえまして、教育関係全般、今年度についてはコロナ禍にあった状況においてもきちんとした対応が出来るように、令和4年度は執行してまいっておりますので、現時点では特に問題がある契約等があるというふうには考えておりません。

また、コロナ禍についても令和4年度の教育委員会の方針というのが児童・生徒に対して学びの場の確保、体験の場の確保ということでしっかりやっていきたいということもありますので、中止にするのではなく、何とか対策を取って行くと。その結果、コロナウイルスが感染してしまった場合については、その後の対応をきちんとするというようなことで、実際、今年度の教育事業については一つの中止もなく実施してまいっておりますので、ぜひそのような視点で一緒にご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の9消防費以下、款の14予備費までの質疑並びに認定第1号の歳入歳出項目別の全ての質疑を終結いたします。

これより認定第1号の総括質疑を行います。総括質疑はありますか。6番、大澤由香里

委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、2021年度の一般会計決算について一言意見を述べさせていただきます。

2021年度も依然として収束の見えない新型コロナウイルス感染症の対応に追われた年であったかと思えます。この場をお借りして町長をはじめ、職員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

2021年度の決算では、収入に占める自主財源である町税の割合が2020年度と同じく、8.9%と相変わらず1割にも満たない中、歳入の8割近くを地方交付税や都支出金などの国都の財源で賄い、災害復旧や新型コロナ対策をはじめ、住民福祉の向上を図ることを目的に堅実に財政運営を図られたものと評価します。

第5期長期総合計画の7年目に当たる2021年度は、町の最重要課題である少子化対策、若者定住化対策を引き続き推進していただきました。15項目の子育て支援事業は、他自治体に比べ、いち早く取り組んだ先進的な施策ですが、ここに来てようやく他自治体が給食費の無償化や高校生までの医療費無料化に着手しはじめました。子育て世代の町民からも非常に喜ばれている事業ですので、引き続き継続していただきたいと思えます。

と同時に、金銭的な支援は有り難いけれども、住み続けたいと思える魅力が乏しいという意見も聞かれます。定住化の新たなフェーズに来ているのではないのでしょうか。今後は、移住者と地域住民の結びつきや心の豊かさを高められるようなソフト面の強化が必要ではないかと思えます。

昨年度、クリーンキーパーのオピトさんが担当していない観光用トイレを使った観光客や住民から「日本一トイレのきれいなまちと言っているのに汚いじゃないか」という声が少なからずあるので、町の全ての観光用トイレはオピトさんに担当していただけるよう検討をと発言いたしました。その後、ほかのトイレもきれいになったという声が増えました。迅速に改善していただき、感謝いたします。

トイレのきれいさに反して観光客のごみ放置が大きな問題となり、観光ごみを受け入れる実証実験が行われましたが、受け入れたごみの処理について様々な課題が挙げられました。日本一トイレのきれいな町から日本一トイレがきれいで、ごみのないまちへ進化させるべく、専属の人員配置体制が必要ではないかと思えます。ぜひ観光客の意識変容を促すような運動を巻き起こす手だてをお願いしたいと思えます。私たちも共に考えてまいります。

それから、毎年申し上げておりますが、職員の健康診断の結果が2021年度も良くありま

せん。奥多摩病院での健康診断では、異常ありが 73.5%、人間ドックに至っては異常ありが 97.6%を占めています。職員が生き生きと活躍するためには、何より健康でなければなりません。今議会で質問させていただきました治療と仕事の両立への配慮も必要ですが、何より病気にならないような職場環境をつくることが求められます。ぜひ人員増を含め、改善策を講じてくださいますようお願いいたします。

国においては、成り行き任せのコロナ対策に終始し、波が起こるたびに医療崩壊を引き起こしています。また、コロナ危機で傷つけられた家計と営業を立て直すために、世界では 91 の国が消費税の減税を実施いたしました。日本政府は、消費税は社会保障を支える大変重要な財源と主張し、消費税減税をかたくなに拒み続けています。しかし、肝心の社会保障は、年金給付削減、高齢者の医療費窓口負担増、生活保護の削減など、給付減と負担増が国民に押しつけられ、実際は、社会保障拡充どころか、機能は弱まるばかりです。高齢者の多い奥多摩町において社会保障の改悪は切実な問題です。

こうした国の冷たい姿勢に対し、町には引き続き町民の命を守り、一人一人の暮らしに寄り添った町政を行っていただきたいと切に願い、今後の町政運営、また、来年度の予算編成にも反映していただくことを求め、2021 年度一般会計決算についての総括意見といたします。

○委員長（石田 芳英君） ほかに総括質疑はありませんか。3 番、相田委員。

○3 番（相田恵美子君） 私も大澤委員同様、意見でありますので、ご答弁は要りません。

令和 3 年度、奥多摩町は、第 5 期長期総合計画の後半 2 年目の年であり、最大課題である定住対策の推進を中心に施策が進められてきました。

新型コロナウイルス感染症蔓延のため延期となった 2020 年東京オリンピック・パラリンピックは、奥多摩町で実施予定であった聖火リレーは、残念ながら中止となってしまいました。

町内においては新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、未曾有の見えない敵との闘いに辟易する日々が続いておりました。

その中で、防災行政無線での町民への町長をはじめ、職員の方々のお知らせや励まし、そして、休日返上でワクチン接種の会場づくりや住民への関わり、そのお取組は、町民の方からも感謝の言葉が多く寄せられております。町民の疲弊する心身を支えてくださったのだと思います。ありがとうございました。

先程大澤委員からもありましたけれども、町の観光の様子も変わってまいりました。ごみのポイ捨てや置き捨てが顕著に増えました。町も観光用の有料ごみ袋等の取組をされ、

啓発に努めておりますが、なかなか周知されないところであります。

その中でも自らごみ拾いをされる団体や個人が増えてきたのも事実であります。自分たちの町を、好きな奥多摩町を汚したくないという気持ちの表れは、もしかしてこれまでにない住民感情を生み出しているのではないかと明るい気持ちにもなります。

さて、奥多摩町は、令和3年度の師岡町長の施政方針の中でも、奥多摩創造プロジェクトで過疎化による人口減少、少子高齢化が進む町において高齢化対策や地域コミュニティの活性化にも活力ある地域づくりのため、重点的に取り組むという意向を表しました。その活力ある地域づくりのためにも官民協働での助け合いは必要です。

令和4年度の事務報告の福祉保健課の中の報告にもありましたけれども、高齢者が人口の半数以上という状況の中、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続出来るように、保健、医療、福祉に関わる専門職と町職員による会議を開催と、地域ケア個別会議のところに明記されてあります。

2007年3月に厚生労働省が発行した地域包括支援センターの手引によれば、地域包括ケアについて介護保険を中心としつつも、保健、福祉、医療の専門相互の連携、更にはボランティア等の住民活動など、インフォーマルな活動を含めた地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、高齢者を継続かつ包括的に啓発する必要があると明記されました。町の中でも地域包括支援センターの役割は重要です。

同時に、インフォーマルな住民活動の参加が少ないかなということが懸念されます。住民参加が不十分な状況にあると思われることもあります。とりわけ地域ケアにありましては、民生児童委員はもとより、自治会長やその他地域住民など、援助対象の状況や取り巻く環境を熟知した地域関係者の参加が必要と考えます。

これから更に高齢化が進むであろう奥多摩町は、それに付随した徴税の減少、空家、空地の問題、更には小学校のあり方検討などの問題等が顕在化するのだと懸念されます。

最後に、森林が94%の奥多摩町、その6%に住む私たち人々の暮らしが豊かで、幸福度が高いものであることを願い、私の令和3年度総括意見といたします。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（石田 芳英君） ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第2 認定第1号について原案のとおり認定することに賛成

の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(石田 芳英君) 起立多数であります。よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) ご異議なしと認めます。よって、午前11時00分から再開いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○委員長(石田 芳英君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を。

失礼いたしました。先程森田委員からの答弁を先に行いたいと思います。総務課長。

○総務課長(天野 成浩君) お時間いただいて申し訳ございません。2番、森田委員さんの耐震性貯水槽の部分でございます。

震度につきましては表記等がございませんので、コンクリート製構成に平成21年の国庫補助から変わっているというところがございますので、ご理解いただければと思います。

あと件数につきましても21年度以降12基を設置しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長(石田 芳英君) 森田委員、いいですか。はい。

次に、認定第2号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第3 認定第2号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 認定第3号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。6番、大澤由香里委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

毎年同じような質問になってしまっていますが、9ページ、歳入の部分で、未納件数がやはり毎年同じぐらいの数があつて、多分同じような方ではないかなと思うんですが、年金が下がりまして、ほとんど年金加入の方が被保険者であるということを考えますと、皆さん支払いはやっぱ辛いのではないかなと思います。短期証の発行数、資格証明書の発行数と、あとその方たちに無慈悲な取立てはしていないとは承知しているんですが、どういったサポートというか、ちゃんと医療を受けられる受診控えしないようなそういう何か町としての対応をされていたらお願いいたします。

○委員長（石田 芳英君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤委員のご質問にお答えします。

まず未納者の関係ですけれども、毎年同じような形で、これは先日の町税のほうも同様なんですけど、複数年で分納している人が多いということで、同じような形になっている要因と考えております。

また、年金等の収入が低い方の関係ですけれども、国保の滞納者で高齢者は割と少ないんですね。現役世代のほうで。全体的で細かい数字はありませんけれども、高齢者とした割合は2割とかぐらいの形で捉えております。

それと、無理な徴収というのもしておりませんのは毎回申し上げておりますが、いろんな相談にも乗っておりますし、先日の分納者の中には、国保だけの人もいれば、国保と町税という形でダブる方もいるんですけども、9件分のしている方がおります。それについても生活になるべく支障がない範囲での毎月の額を設定してやらせてもらっております。

それから、短期証の関係ですけども、短期証は、国保では4世帯で9人の方に短期証を発行させていただいております。また、資格証の発行についてはゼロ件となっております。

再三、大澤委員からは徴収の方法も問われていますので、担当としては無理のない範囲でと、本当に困っているところは生活保護ですとか、いろんなほかの支援を受けられることの相談も含めて対応しておりますので、ご承知おきを願えればと思います。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 大澤委員、よろしいでしょうか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第5 認定第4号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、認定第4号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第6 認定第5号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、認定第5号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。

はじめに、昨日、一般会計の質疑の中で本会計に関する質問がありましたので、その答弁から行います。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 昨日、一般会計歳出、民生費におきまして、まず、2番、森田委員より予防のデイサービス、もしくは配食サービス、1点、筋トレのにつ古里については、すみません、一般会計のところでございましたけれども、につ古里については昨年度整備をして、実際の利用のところは今年度開始という状況もございましてけれども、介護予防サービス含めてお答えをさせていただきたいと存じます。

事務報告書ですと、福祉保健課 73 ページ、全体の 238 ページでございます。こちら中段以降、2. 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況ということで、アの介護予防・生活支援サービス事業、もしくはイの一般介護予防事業ということで、こちら国が定める基本チェックリストに応じてサービスを区分しているところがございますけれども、その中でデイサービス、森の時計、白丸でございましてけれども、こちら介護予防のところでは事務報告の中では昨年度、合計で 35 名の利用、もしくは一般介護予防のほうで 3 名という形で合計記載でございますけれども、こちら過去の部分含めて 2 年前からの利用の部分を確認をいたしましたところ、2 年前において約 30 名の利用がございましたけれども、そのうち現在も利用されている方が約 20 名いらっしゃいます。

町といたしましては介護予防事業改善まではいなくても、維持をしていただくというところを主眼に置いておりますので、そういったところで言いますと 2 年続けて要支援認定、もしくは要介護認定に至らず介護予防サービスをご利用いただけているというところは、一定の予防効果があるというふうに捉えているところでございます。

一方で、につ古里についてですけれども、今回 9 月、補正予算でも上程させていただきましてご決定いただいたところでございますが、おかげさまで利用のニーズ希望が多うございまして、本来ですと週 2 回ご利用出来れば効果も出るという形で整備をしたところですが、今、週 1 回を少し上回るというような利用状況もございまして、10 月以降、土曜日も含めて週 6 日開設する形で利用に对应されるような形で進めてまいりたいというところと、あと一方で、福祉会館にある筋トレ室についても、こちら介護予防で利用しているわけですが、空いた日時等活用して、につ古里と同じような形で出来ないか、こちらは遅くとも再来年度第 9 期の介護保険の事業計画の改定がございまして、そこまでに、早ければ来年度に向けて見直しを進めていきたいというふうに所管課としては考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

続きまして、3番、相田委員からも同じこの事務報告の中で、運動機能向上トレーニング、利用がゼロというところで、昨日すみません、私のほうでコロナの影響ということでお答えをさせていただいたところではございましたけれども、相田委員ご指摘のとおり、ここ5年、利用がゼロという状況でございました。大変失礼いたしました。

このサービスでございますが、事務報告記載のとおり、東京都柔道整復師会の西多摩支部に委託をして、西多摩地区に所在する接骨院において通いでサービス提供というところでございますけれども、町内には所在ございませんので近隣ですと、青梅市内、二俣尾まで出向いてというところと、あと、時間も通常の診察時間ではなく、昼休みの時間等で介護予防という形で対応いただいているというところもあって利用に結びついていないという状況でございました。

これまでも柔道整復師、先生方、ケアマネ資格も取られて介護予防にも協力したいということで、西多摩管内で提供いただいているサービスでございますが、奥多摩の場合、なかなか通いが難しいので、先生に訪問いただけないかという形で協議をしているところとありますが、先程申しましたとおり、診察時間外の昼休みの時間等の活用ということで、移動時間等も考えると、なかなか訪問は厳しいというふうにお伺いしているところでございます。

ただ、介護予防サービスの中で設けているメニューでもございますので、こちらも第9期の計画の改定に向けて所管課としても利用に結びつくような形が、手だてが取れないか、引き続き検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 森田委員、よろしいですか。相田委員、よろしいですか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） ありがとうございます。

例えば送迎とかは考えていないでしょうか。この接骨院までの。

○委員長（石田 芳英君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田委員の再質問にお答えいたします。

送迎対応はということでございますけれども、現時点、送迎については、森の時計はもちろん、送迎含めての予防デイサービス、もしくは福祉会館の筋トレも送迎つきという形での対応を取ってございます。山のふるさと村のデイサービスも同様に、やはり送迎がなければ利用出来ないということで、送迎をつけているところでございますけれども、いずれも町内というところの中での対応でございますので、町外への移動となると、その移動

時間等も含めてどうスタッフを確保していくかというところもございますので、その点も含めて今後検討させていただきたいと存じます。

○委員長（石田 芳英君） 相田委員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。10 番、宮野亨委員。

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野でございます。

にっ古里について関連的に質問してもよろしいでしょうか。

○委員長（石田 芳英君） どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） 駐車場が取りあえずにっ古里は今、2 台確保していただいでいて、また、入り口のところは上がりやすく広げていただいで、とてもありがとうございます。

今後、車の利用も増えるかなと思うんですが、もう少し駐車場確保の検討をしていただけないか、ちょっと要望になっちゃいますけど、もしお答え出来るようであればお願いいたします。

○委員長（石田 芳英君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 10 番、宮野委員からのご質問にお答えいたします。

関連してということで、筋トレにっ古里についてということで、6 月補正でご決定いただきまして、駐車場のほうは確保したところでございます。

今後については、そのニーズも踏まえながら、引き続きの検討課題という形にさせていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第 6 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 7 認定第 6 号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、認定第 6 号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第 7 号 令和 3 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第8 認定第7号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(石田 芳英君) 起立多数であります。よって、認定第7号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号 令和3年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第9 認定第8号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(石田 芳英君) 起立多数であります。よって、認定第8号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定議案の審査は全て終了しました。

これにて決算特別委員会を閉会といたします。皆様、大変ご苦労さまでございました。

午前11時22分閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長